

豊川市外部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、外部の労働者からの公益通報（以下「外部公益通報」という。）に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(通報窓口等)

第3条 外部公益通報及び外部公益通報に関する相談（以下「外部公益通報等」という。）を受け付けるため、通報対象事実に係る処分又は勧告等に関する事務を所掌する課等（以下「所管課」という。）に通報窓口を置く。

2 通報窓口の案内、外部公益通報に係る制度に関する情報の提供等を行うため、相談窓口を産業環境部商工観光課に置く。

(外部公益通報の受付)

第4条 所管課は、外部公益通報を受け付けたときは、通報対象事実の内容その他必要な事項を聴取等するものとする。

2 所管課は、受け付けた外部公益通報に係る通報対象事実について、処分又は勧告等の権限を有しないときは、通報者に対し、当該権限を有する所管課又は他の行政機関を教示するものとする。

(外部公益通報の受理等)

第5条 所管課は、受け付けた外部公益通報について、法に基づく公益通報に該当するか否かを審査し、受理したときは受理した旨を、受理しないとき（情報提供として取り扱う場合を含む。）は受理しない旨及びその理由を、遅滞なく通報者に通知するものとする。

(調査の実施)

第6条 所管課は、外部公益通報を受理したときは、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。

2 所管課は、調査の進捗状況について通報者に適宜通知するとともに、調査が終了したときは、その結果を通報者に速やかに通知するものとする。ただし、通報者が希望しないときは、この限りでない。

(調査結果に基づく措置等)

第7条 所管課は、調査の結果、通報対象事実その他の法令違反等の事実があると認

めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

- 2 所管課は、前項の措置等をとったときは、行政上特別の支障がある場合を除き、その旨を通報者に遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が希望しないときは、この限りでない。

(協力義務)

第8条 所管課は、外部公益通報について、他の行政機関その他の公の機関から調査の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

- 2 通報対象事実について処分又は勧告等の権限を有する所管課が複数ある場合は、各所管課は、連携して調査及び措置等を行わなければならない。

(秘密保持等)

第9条 外部公益通報等の対応に関与する者は、当該外部公益通報に係る事務を処理するときは、通報者、通報対象事実の関係者等の秘密保持に十分配慮しなければならない。

- 2 外部公益通報等の対応に関与した者は、当該外部公益通報等に関して知り得た秘密及び個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(外部公益通報総括責任者等)

第10条 外部公益通報に関する事務を総括するため、外部公益通報総括責任者を置き、産業環境部長をもって充てる。

- 2 外部公益通報に関する事務の総合調整は、産業環境部商工観光課が行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報に係る事務処理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。